

農地法制の見直しの方向性について

令和 5 年 1 2 月 1 4 日

農林水産省経営局・農村振興局

食料安全保障の根幹は人と農地の確保である。しかしながら、現行基本法の制定以来、農地面積、基幹的農業従事者数はいずれも減少が続いており、農業の持続的な発展には大きな課題が横たわっている。一方、これまでの政策の下で、農地全体の減少に対し、農用地区域内農地はほぼ横ばいの微減に留まるとともに、担い手については、法人等、団体の経営体やその就業者は増加しており、農業関係者の努力と施策の結実も見られるところである。こうした状況にあって、これまでの措置を深化するとともに、時代の変化に対応した新規の政策を具体化していくことが、現行基本法制定から 20 年が経過した今まさに求められている。

このような時代の要請に向き合い、令和 6 年の通常国会への改正法提出も視野に、以下のように講ずるべき法制上の措置の検討を進めることとする。

1. 農地の総量確保に向けた措置

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）の改正等により、次のような措置をとることとする。

- ① 目的規定に食料の安定供給の確保と農用地等の確保を明記するとともに、国と地方公共団体の責務を規定する。
- ② 農用地区域からの集団的農用地の除外について、都道府県の同意基準として都道府県の面積目標の達成に支障を及ぼすおそれがある場合には同意できないことを明記するなど、除外に係る要件を厳格化する。その際、国の基本指針に食料の安定供給の確保等を踏まえた農用地等の確保に関する基本的考え方に係る記載を追加し、当該基本指針の国の面積目標に基づいて都道府県の面積目標を設定することとする。
- ③ 国及び都道府県の面積目標の達成に向け、都道府県が一定の規模以上の除外の協議の資料の写しを国に提出する規定及び必要に応じて国が説明を求める規定を追加する。
- ④ 現在のすう勢が続けば面積目標の達成状況が不十分になり得る場合に、

国が都道府県に対して勧告する仕組みを追加するとともに、是正の要求も柔軟に行える措置を追加する。

- ⑤ 面積目標の達成等に向けて、国と地方で協議を行う場を設置する。
- ⑥ 地域計画内の農地の農用地域区域への編入を促進するため、地域計画内の農地を農用地域区域に定めるべき土地として明記する。

2. 農地の適正利用に向けた措置

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）の改正等により、次のような措置をとることとする。

- ① 違反転用に係る原状回復等の措置命令を履行しない者について、その旨を公表する仕組みを設ける。
- ② 営農型太陽光発電について、許可基準・提出資料の規定を法令へ明記するとともに、農地法において、農地転用の許可に際し、定期報告を行う等の条件を付けることを義務化し、違反した場合は許可取消しにつながる仕組みを構築する。また、制度の目的・趣旨をガイドラインで明確化し、既設の不適切な営農型太陽光発電については、一時転用許可の再許可時に許可しない。
- ③ 農地の権利取得の要件として農地法等の農業関係法令の遵守状況を追加し、併せて、過去、農地の権利取得後に耕作の事業に供することなく、他者に譲渡したり、転用したりする行為等を行った者について農地の権利取得が認められないことを処理基準で明確化する。また、市町村を跨いだ違反情報等の共有の円滑化に係る手法については、関係行政機関の実務の状況等を踏まえ検討を進める。
- ④ 地域計画の区域内における遊休農地に関する裁定申請を義務化し、かつ申請期限を短縮する。
- ⑤ 地域ごとの運用の不均衡の是正・防止を図るため、国において、転用基準の解釈などについて運用通知で明確に示すとともに、地方公共団体の担当者を対象とした実務研修の開催や、農地転用許可事務の実態調査などを継続的に実施する。

3. 人と農地の受け皿となる農地所有適格法人の経営基盤強化

農外企業の農業参入については引き続きリースが基本である。一方で、農地所有適格法人の一部に、取引企業との連携による経営発展を図るニーズがあることも踏まえ、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）の改正等により、次のような措置をとることとする。

- ① 農外企業の関与の増加等への農村現場の懸念に対応した措置を講ずる

ことを前提として、農地所有適格法人が、食品事業者・地銀ファンドとの連携による経営発展のための措置を実施するに当たり、食品事業者・地銀ファンドの出資に係る議決権要件の特例について農林水産大臣の認定を申請できることとし、認定を受けた場合に、農地法における同法人の議決権要件の特例等の措置を講ずる。

また、懸念に対応した措置として、以下の条件等を定めるものとする。

ア 特例を申請できるのは農地所有適格法人かつ認定農業者としての地域での実績を有する者であることを要件とする

イ 特例の申請は地域計画に位置付けられている担い手であることを要件とする

ウ 特例を適用する法人の農地転用を制限する

エ 特例に係る出資を活用する取組内容は地域農業に裨益すること等を条件化する

オ 特例による出資ができる者は、農業者と農業上の取引実績が十分にある食品事業者・地銀ファンドに限定する。なお、対象事業者の範囲は政省令で詳細を定めることとし、その制定・改正にあたっては事前に十分に調整を行うものとする

カ 特例を適用しても農業者割合は特別決議の拒否権を持つ1／3超とし、かつ農業者と食品事業者・地銀ファンドで過半数以上でなくてはならないものとする。また、農地の権利移転・転用、取締役の選解任等を特別決議の対象とすることを要件とする

キ 経営の支配に関わる株式を発行する場合にあっては、そのうち農業者が過半を持たねばならないものとする

ク 特例の認定後も地域と連携し国が監視し、必要に応じ指導、農地買収を行うものとする

ケ 出資をする食品事業者の株主構成の変更を把握し、認定された内容に影響する事業変更等がある場合は再審査を行うものとする

このほか、懸念に対応していくため、出資者の株主構成の変動に備えた議決権を回復する手法等の周知や外為法に基づく事前審査による外資の出資把握、事後モニタリングを実施する。

- ② アグリビジネス投資育成株式会社については、出資割合の上限を見直し、総議決権の50%を超える場合にも出資を可能とする。

(以上)

(参考) 食料安全保障の確保に向けた人と農地の対策の方向性

現状・今後の見通し

- ・ 気候変動による食料生産の不安定化や世界的な人口増加等に伴う食料争奪の激化
- ・ 基幹的農業従事者数 今後20年で116万人→30万人に

目指す姿

- ① 農地の総量確保・適正利用
- ② 法人も含めた担い手と多様な農業人材による農地の有効利用

【これまでの人・農地施策】



【新たな展開方向に基づく施策】

これらの措置を総動員

リース方式による農地の活用

(今後とも企業の農業参入はリース方式が基本)

新規就農者支援や農地の集積・集約化など担い手の育成・確保

地域計画の策定徹底 (～R7年3月)

担い手と多様な農業人材の確保

- 受け皿となる経営体の育成・確保
- 労働力の確保・経営力の向上
- 多様な農業人材の意欲的な取組推進等

農地の確保と適正・有効利用

- 農用地区域の変更に係る国の関与の強化
- 農地所有適格法人の経営基盤強化
- 中山間地域における農地バンクの関与の在り方検討 等